

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 4月 1日

独立行政法人

国立精神・神経医療研究センター

総 長 樋 口 輝 彦

1 工事概要

- (1) 工事名 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
TMC棟2階WC改修工事
- (2) 工事場所 東京都小平市小川東町4-1-1
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター敷地内
- (3) 工事内容 本工事はTMC棟2階WC改修工事を行うものである。
- (4) 工期 約4ヶ月以内（最終改修工期は平成25年8月予定）

2 競争参加資格

- (1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。
 - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
なお、期間等については厚生労働省及び独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
 - 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び総長が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - 七 前各号に類する行為を行なった者。
 - ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における『建築一式工事』に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における『建築一式工事』において『C又はD等級』に属していること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における『建築一式工事』において『C又はD等級』に属していること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成『14』年度以降に元請けとして完成引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
 - ・RC造又はSRC造の研究施設若しくは病院の改修
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に厚生労働省及び独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ①『一級又は二級建築施工管理技士』又は『一級又は二級建築士』の資格を有する者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

財務経理部 財務経理課 整備係 安倍 利男

電話042-341-2711 内線2164

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成25年4月1日から平成25年4月15日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時15分まで）(1)の担当部署にて交付する。

設計図書の交付については平成25年4月2日から平成25年4月15日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時15分まで） 指定業者にて交付する。

交付にあたっては、実費を徴収する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成25年4月2日8時30分から平成25年4月15日17時15分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに(1)の担当部署に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成25年4月25日（木）11時00分 東京都小平市小川東町4-1-1

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中央館2階第1会議室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成25年4月24日17時15分までに(1)の担当部署に必着すること。）に持参すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約の履行保証

落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

(10) 独立行政法人の契約にかかる情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下、「センター」という。）との関係に係る情報をセンターのホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、併せてご承知願います。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及びセンターにおける最終職名
- ② センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるセンターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - イ 3分の1以上2分の1未満
 - ロ 2分の1以上3分の2未満
 - ハ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職しているセンターの役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及びセンターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びセンターとの間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）